

児童が登校できない場合の基本的な考え方について

児童が登校できない場合の基本的な考え方

- (ア) 児童本人が感染している
- (イ) 児童本人が、保健所や医師の勧めによりPCR検査等を受け、判定待ち
- (ウ) 児童本人が、「濃厚接触者」になった
- (エ) 児童の同居家族が「濃厚接触者」になった
- (オ) 児童の同居家族がコロナ関連の検査で陽性になった
- (カ) 児童の同居家族が、保健所や医師の勧めによりPCR検査を受け、判定待ち

～こんなときは～

《ケース1》児童の同居家族が関係（主に保護者）

Q. 職場等で「感染」または「濃厚接触者」が出たのですが・・・

- ① 保健所の審査結果が出る前だが、自分は感染の可能性が高いと感じる
→**児童の登校は控えてください**
- ② 保健所の審査結果待ちだが、明らかに自分は濃厚接触者ではないと思う
→児童は登校して問題ありません
- ③ 保健所の判断が下り、自分は「濃厚接触者」にあたらないと判明
→児童は登校して問題ありません
- ④ 保健所の審査結果によらず、能動的にPCR検査等を受け、結果待ちである
→**児童の登校は控えてください**

《ケース2》児童の同居家族が関係（兄弟等）

Q. 兄弟が通う各種学校や幼稚園、保育園等で「感染者」が出たのですが・・・

- ⑤ 保健所の判断が下る前に、兄弟の感染の可能性を強く感じる
→**児童の登校はおすすめできません**
- ⑥ 保健所の判断待ちだが、兄弟は明らかに濃厚接触者ではないと思う
→児童は登校して問題ありません
- ⑦ 保健所の判断が下り、自分は「濃厚接触者」にあたらないと判明
→児童は登校して問題ありません

《ケース3》同居の家族または本人（能動的な対応の場合）

Q. 基本の考え（カ）によらず、自ら希望してPCR検査等を受け、判定待ちだが？

- ⑧ 検査の結果待ち
→児童は登校して問題ありません
- ⑨ 検査の結果、陰性判定が出た
→児童は登校して問題ありません

⑩ 検査の結果、陽性判定が出た

→**児童の登校はできません**

今回のコロナ対応でわかったこと

- 1 PCR検査の結果が学校に知らされる時刻がよめない。
→目安時刻はあるが、大幅にずれる。翌日にずれる可能性もある。
- 2 学校と保健所とのやり取りが始まる時刻が不明。審査結果の発出時刻も不明。
- 3 保護者への通知文書を「保健所」「教育委員会」「学校」の3者で確認しながら作成するため、完成まで時間を要する。
- 4 これらの理由で、メール配信をする時刻が、配信直前にならないとわからない。

◎保護者の皆様に御協力いただきたいこと

今回のコロナ対応で、上記のことがわかりました。これらの理由から、保護者への周知（基本的にメール配信）には時間を要します。何時に何が判明するのかなど、お問い合わせいただいても、お答えすることができない状況にあります。

また、どこの学級から感染者が出たかといったお問い合わせには、人権上の配慮から、お答えいたしかねますのでご了承ください。

学校は、今後できるだけ早い、正確な周知を心がけてまいりますので、保護者の皆様方の御理解と御協力をいただければ幸いです。

【参考】濃厚接触者の定義

（東京都福祉保健局のHPより抜粋）

濃厚接触者とは、新型コロナウイルス感染症の患者と感染可能期間（※）に接触した者のうち、次の範囲に該当するものをいいます。

- 同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）
- 適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症患者を診察、看護もしくは介護した
- 患者の痰や体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断されます）